

資料編

1 三原市スポーツ推進計画策定審議会委員名簿

所属	氏名	役職
県立広島大学 准教授	塩川 満久	会長
三原市スポーツ推進委員協議会 会長	岸田 正樹	副会長
三原市体育協会 副会長	平畑 隆浩	委員
三原市スポーツ少年団 副本部長	鎗本 准	委員
三原市陸上競技協会 事務局長	安部 孝司	委員
沼田川ファミリークラブ 会長	重田 誠	委員
三原市立第一中学校 校長	國川 康俊	委員
三原市立沼田東小学校 校長	新庄 直子	委員
三原商工会議所 女性部会 会長	岩本 由美	委員
三原運動公園 公園長	内海 温人	委員

2 三原市スポーツ推進計画策定審議会設置要綱

平成 28 年 11 月 1 日

要綱第 98 号

(趣旨)

第 1 条 市長等の附属機関に関する条例（平成 17 年三原市条例第 29 号。以下この条において「条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により、三原市スポーツ推進計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置することとし、審議会の組織及び運営については、条例で定めるところによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、三原市スポーツ推進計画の策定において内容の充実を図るため、次の事項について調査審議する。

- (1) 三原市スポーツ推進計画の策定に関すること。
- (2) スポーツ振興の実態把握及び調査研究に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、三原市教育委員会が必要と認める事項

(委員の定数)

第 3 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10 人以内とする。

(組織)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、三原市教育委員会が必要と認める者について委嘱する。

- (1) 関係行政機関又は団体の職員又は役員
- (2) 担任する事務に関し、識見を有する者

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第 7 条 会長は、第 2 条の調査審議に関する報告書を作成し、三原市教育委員会に報告する。

(報酬の額)

第 8 条 三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年三原市条例第 45 号）

第 3 条第 1 項ただし書の規定による委員の報酬の額は、日額 7,100 円とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この要綱の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、三原市教育委員会が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条の規定による調査審議が終了した日限り、その効力を失う。

3 スポーツ施設マップ



三原市スポーツ施設一覧

- | | |
|---|--|
| <p>① 三原リージョンプラザ
三原市内一町二丁目1番1号
0848-64-7555</p> | <p>⑥ 本郷体育センター
三原市下北方一丁目2番23号
0848-64-7219</p> |
| <p>② 三原運動公園
三原市沼田東町麓山253番地1
0848-66-3900</p> | <p>⑦ 北方グラウンド・ゴルフ場
三原市本郷町上北方1001番地1
0848-66-0920</p> |
| <p>③ 久井運動公園
三原市久井町坂井原409番地3
0847-32-6955</p> | <p>⑧ 大和スポーツ広場
三原市大和町下徳良655番地18
0848-64-7219</p> |
| <p>④ 白電湖スポーツ村公園
三原市大和町和木1026番地3
0847-34-0965</p> | <p>⑨ 江木スポーツ広場
三原市久井町江木533番地
0847-32-6965</p> |
| <p>⑤ 武道館
三原市内一町二丁目7番1号
0848-64-7555</p> | <p>⑩ 吉田スポーツ広場
三原市久井町吉田141番地2
0848-64-7219</p> |